

# 登録規則細則

登録規則細則

2015年 第1回 一部改正

2015年 5月 8日 達 第26号

2015年 2月 2日 技術委員会 審議

**ClassNK**  
一般財団法人 日本海事協会

2015年5月8日 達 第26号  
登録規則細則の一部を改正する達

「登録規則細則」の一部を次のように改正する。

## 2章 船級登録

### 2.1 船級の登録

#### 2.1.3 船級符号への付記

-2.(6)として次の1号を加える。

- 2. 規則 2.1.3-1.(4)の「本会が必要と認めた船舶」とは次に類するものをいう。
- (1) 船体の主要部材に鋼以外の材料を使用した船舶
  - (2) 高度な直接強度計算を行うなど、詳細な構造解析手法を適用して構造寸法等が承認された船舶
  - (3) 船級維持検査において特別な要件を適用することを前提に船級登録された船舶
  - (4) 船級規則で想定される以外の設計概念に基づき設計建造されたもので、特別な要件を付加して船級登録された船舶
  - (5) 特定の基準に基づき防食措置が施された船舶
  - (6) 特定の基準に基づき防音措置が施された船舶

-3.を次のように改める。

- 3. 規則 2.1.3-2.の付記は、船主からの申込みに基づき、本会が別途発行するガイドライン又はその他適当と認める指針等に従って、次に掲げる船舶について行う。
- (1) 「環境ガイドライン」に従って、環境対策として特別な措置が講じられている船舶：「*Environmental Awareness*」（略号：EA）
  - (2) 「バラスト水処理装置設置に関するガイドライン」に従って、バラスト水処理対策として特別な措置が講じられている船舶：「*Ballast Water Treatment System*」（略号：BWTS）
  - (3) 「船舶に搭載される有害物質一覧表に関するガイドライン」に従って、船舶のリサイクルのための有害物質一覧表が備え付けられている船舶：「*Inventory of Hazardous Materials*」（略号：IHM）
  - (4) 居住区域等に対する騒音・振動対策として「騒音・振動ガイドライン」の要件を満足する船舶：「*Noise and Vibration Comfort*」（略号：NVC）
  - (5) 機関室の機器に対する振動対策として「騒音・振動ガイドライン」の要件を満足する船舶：「*Mechanical Vibration Awareness*」（略号：MVA）
  - (6) 港湾での大気汚染対策として「高圧陸電設備ガイドライン」に従って、高圧陸電の

- 受電設備が設置されている船舶：「*High Voltage Shore supply System*」（略号：*HVSS*）
- (7) 船舶の二酸化炭素放出抑制に関し特別な措置が講じられている船舶（二酸化炭素溶出抑制指標が、海洋汚染防止のための構造及び設備規則 8 編 3.3において、当該船舶に適用されるフェーズの削減率よりも厳しいフェーズの削減率を採用した場合の要求値を満足する船舶）：「*Energy Efficiency Design Index-phaseX*」（略号：*EEDI-pX*、ただし、*X*は採用したフェーズを示す。）
- (8) 船舶の窒素酸化物放出抑制対策として海洋汚染防止のための構造及び設備規則 8 編 2.1.2-1.(1)(c)に規定する窒素酸化物放出量最大許容限度基準を満足する機関を備え、窒素酸化物放出規制海域における航行が可能な船舶：「*Nitrogen Oxides Emission-TierIII*」（略号：*NOx-III*）
- (89) その他本会が特定の付記が必要であると認める船舶

## 附 則

1. この達は、2015年5月8日から施行する。